

家族信託契約が変更された場合、受託者は、速やかに当金庫所定の書式により、委託者、受託者、受益者（以下これらを併せて「信託契約関係者」といいます）および信託監督人連名で届出るとともに、変更された家族信託契約の原本を提示してください。

第8条（信託契約関係者の変更届）

信託契約関係者について、その住所もしくは連絡先が変更された場合、死亡した場合、後見開始または保佐開始の審判を受けた場合、破産手続開始決定を受けた場合、または受託者もしくは信託監督人が辞任した場合、その他信託契約関係者にかかる重要な異動があった場合は、速やかに事実を証する書類を提示した上で、当金庫所定の書式により届出てください。また、必要に応じて、信託契約関係者に届出を行わせるようにしてください。

第9条（適用条項）

本規定および預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議の上で決定します。

第10条（本特約規定の変更）

- (1) 当金庫は本取引の各条項その他の条件について民法548条の4の規定により、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① お客様の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年4月1日現在